



CCSBT-EC/1010/10

REPORT FROM THE 2010 JOINT TUNA RFMO WORKSHOPS
2010年まぐろ類 RFMO ワークショップの報告

Purpose

目的

To consider the outcomes of the four joint Tuna RFMO workshops that were held during 2010.

2010年に開催された4つのまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの結果を検討する。

Discussion

議論

Four joint tuna RFMO workshops were held during 2010, these being:

2010年に開催された4つのまぐろ類 RFMO ワークショップは：

- Joint tuna RFMO meeting of experts to share best practices on the provision of scientific advice (Barcelona, May/ June, 2010).
科学的助言の提供に関するベスト・プラクティスの共有のためのまぐろ類 RFMO 合同専門家会合（バルセロナ、2010年5月・6月）
- International workshop on improvement, harmonisation and compatibility of monitoring, control and surveillance measures, including monitoring catches from catching vessel to markets (Barcelona, June 2010).
漁船から市場まで漁獲物を監視することを含む、監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性に関する国際ワークショップ（バルセロナ、2010年6月）
- International workshop on tuna RFMO management of issues relating to bycatch (Brisbane, June 2010).
まぐろ類 RFMO による混獲問題の管理に関する国際ワークショップ（ブリスベン、2010年6月・7月）
- International workshop on RFMO management of tuna fisheries (Brisbane, June/July 2010).
RFMO によるまぐろ漁業管理に関する国際ワークショップ（ブリスベン、2010年6月・7月）

The reports from these workshops are provided as four separate meeting documents (CCSBT-EC/1010/Info01, CCSBT-CC/1010/Info01, CCSBT-EC/1010/Info02 and CCSBT-EC/1010/Info03). Two common themes in the recommendations from the workshops were the importance of accurate data and the need for capacity building for developing States.

これらのワークショップの報告書は、4つの別々の会議文書として提供した

（CCSBT-EC/1010/Info01、CCSBT-CC/1010/Info01、CCSBT-EC/1010/Info02 及び CCSBT-EC/1010/Info03）。ワークショップの勧告に共通する2つのテーマは、正確なデータの重要性、そして途上国のキャパシティ・ビルディングの必要性である。

The recommendations from the four workshops are at **Attachments A to D** respectively. Across the four reports there are a total of 75 recommendations. The majority of

recommendations from the workshops have either been met by the CCSBT, are under consideration, have been listed for consideration in the draft strategic plan, or are not relevant to the CCSBT's circumstances. However, there also many recommendations that require separate consideration.

4つのワークショップの勧告は、それぞれ別紙 A から D に示した。4つの報告書から、合計 75 の勧告が提示された。これらの勧告の大半は、CCSBT で既に実施しているもの、検討中のもの、戦略計画案で検討するとしてリストに含まれているもの、又は CCSBT に該当しないものである。しかしながら、個別に検討していく必要のある勧告も多々ある。

The reports of the first two workshops (Provision of scientific advice and Harmonisation of MCS measures) will be considered by the Extended Scientific Committee (ESC) and Compliance Committee (CC) prior to the meeting of the Extended Commission (EC), so the EC can be advised on these matters by the outcomes of the ESC and CC meetings.

最初の 2つのワークショップ（科学的助言の提供及び MCS 措置の調和）の報告書は、拡大委員会（EC）に先立ち、拡大科学委員会（ESC）及び遵守委員会（CC）で検討されることになっており、これらについては、EC は ECS 及び CC 会合の結果から助言を受けられる。

It would be appropriate for the recommendations from the Bycatch Workshop to be examined by the CCSBT's Ecologically Related Species Working Group (ERSWG). However, this group might not meet till early 2012, so an interim examination of the recommendations relating to bycatches at **Attachment C** is appropriate. CCSBT has already commenced progressing some of the issues that are the subject of recommendations from the Bycatch Workshop, but it still has considerable progress to make. Two recommendations that may be appropriate for early attention¹ are “2” in relation to standards for bycatch data collection and “8” in relation to mandatory reporting requirements for bycatch. These two recommendations can be linked with the CCSBT's 2008 ERS Recommendation that:

混獲ワークショップの勧告については、CCSBT の生態学的関連種作業部会（ERSWG）で検討することが適切である。しかしながら、同部会の会合は 2012 年初頭まで開催されない可能性があるため、別紙 C に示した混獲に関わる勧告は会合前に検討することが適切である。混獲ワークショップが勧告した課題には、CCSBT で既に作業を始めているものもあるが、今後大きく進展させなくてはならないものもある。早めに留意しておくこと¹が適切と思われる 2つの勧告は、混獲データの収集基準に関連する「2」と、混獲の義務的な報告に関連する「8」である。これら 2つの勧告は、CCSBT の 2008 年 ERS の勧告と関連づけることができる。：

“Members and Cooperating Non-Members will collect and report data on ecologically related species to the Extended Commission and/or its subsidiary bodies as appropriate, including the Ecologically Related Species Working Group”

「メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する」

No data collection standards or reporting requirements have been specified by the CCSBT. Hence, no bycatch data² has been reported to CCSBT apart from that in national reports and this hinders analyses of the SBT fishery's impact on ERS.

¹ Possibly for intersessional work in advance of the next ERSWG meeting.

次回の ERSWG 会合に先立ち、休会期間中の作業とするかもしれない。

² With the exception of commercial catch effort data from Australia, New Zealand and Taiwan which includes catches of some species other than SBT. 例外は、オーストラリア、ニュージーランド、台湾で、これらの商業漁獲努力データには SBT 以外のいくつかの種が含まれている。

CCSBT では、データ収集の基準及び報告要件をまだ規定していない。したがって、国別報告書に含まれている情報以外の混獲データは CCSBT に報告されておらず²、このことが SBT 漁業の ERS に対する影響の分析を妨げている。

The Bycatch Workshop also recommended that:

“As a matter of priority, establish a joint T-RFMO technical working group to promote greater cooperation and coordination among RFMOs with the attached Terms of Reference. The RFMOs are encouraged to expedite the formation of the joint working group”

また、混同漁獲ワークショップは、以下を勧告した：

「優先事項として、RFMO 間の更なる協力と調整を促すため、添付の付託事項を掲げた T-RFMO 合同技術作業部会を設置すること。RFMO が合同作業部会を迅速に創設することを奨励する」

The Terms of Reference for this working group (WG) are provided at **Attachment E**. The WG is intended to be small in nature, with only 2-3 representatives from each RFMO. The Extended Commission should consider possible candidates for the CCSBT representatives of the group. This could include the next Chair of the ERSWG provided that the Chair is nominated well before the next meeting of the ERSWG³.

当作業部会 (WG) の付託事項は、別紙 E のとおり。WG の性格として、小規模であることが意図されており、各 RFMO から 2、3 人の代表が参加することとなる。拡大委員会は、当作業部会に参加する CCSBT 代表の候補者を検討すべきである。候補としては、ERSWG 会合の次期議長が考えられるが、そのためには次回 ERSWG 会合の開催に先立ち、議長をいち早く選出する必要がある³。

The last of the four joint tuna RFMO workshops was about management of tuna fisheries and had a heavy focus on direct management of capacity. Six of the recommendations from this workshop related to management of capacity (1, 3, 4, 5, 11 and 15). However, CCSBT has used a TAC and national allocations of the TAC as its primary management tool and has let its Members decide on the appropriate capacity for taking their allocation of the TAC. Consequently, within the CCSBT's draft Strategic Plan, issues related to the management of capacity have been given a low priority and most issues are not scheduled for action until 2013. Therefore, the Extended Commission should consider to what extent it wishes to implement the recommendations of the Management Workshop relating to capacity and whether it wishes to revise the related priorities in the draft Strategic Plan. Regardless of this, it is worth noting that if required, the Secretariat could implement the first recommendation (developing a publicly available authorised and active vessel list) using data from the Catch Documentation Scheme with little difficulty⁴.

4つのまぐろ類 RFMO 合同ワークショップの最後は、まぐろ漁業の管理に関わるものであり、ここでは漁獲能力の直接管理に重点が置かれた。当ワークショップの勧告のうち6つは、漁獲能力の管理に関わるものであった (1、3、4、5、11 及び 15)。しかしながら、CCSBT では主な管理ツールとして、TAC 及びその国別配分を使用してきた。それぞれの配分に対する適切な漁獲能力の決定についてはメンバーに任せてきた。そのため、CCSBT の戦略計画案では、漁獲能力の管理に関わる課題の優先度は低く、多くの行動は 2013 年まで実施する予定にはなっていない。し

³ Paper CCSBT-EC/1010/11 includes a suggestion that the ERSWG Chair be appointed for a term of at least two meetings and well in advance of the next meeting in order to progress issues in advance of the meeting. 文書 CCSBT-EC/1010/11 には、ERSWG の議長は最低 2 回の会合の議長を務め、会合前に課題について進展させられるよう、次回会合のかなり前に任命すべきという提案が含まれている。

⁴ An “active authorised vessel” could be defined as any authorised vessel that caught any SBT in the previous year according to data from the CDS. 「現役許可船」とは、CDS のデータに基づき、前年に SBT を漁獲した許可船と定義することができる。

たがって、拡大委員会は、漁獲能力に関する管理ワークショップの勧告をどの程度実施したいか、また戦略計画案にある関連事項の優先度を変更したいかを検討する必要がある。ただし、この検討に関わらず留意しておくべきことは、事務局は、必要に応じて漁獲証明制度のデータを使い、ほぼ問題なく第1番目の勧告を実施することができるという点である⁴。

Apart from the recommendations about capacity, the only recommendation from the Management Workshop that is not in place or being pursued by the CCSBT is part of recommendation “6” in relation to cross checking of data with “market landings and processing establishment data under the competency of tuna RFMOs”. However, comparisons of total catch data from annual national reports, monthly catch reports and TIS/CDS are presented to the Compliance Committee for its consideration.

漁獲能力に関する勧告以外では、管理ワークショップの勧告のうち、現在 CCSBT が実施していない、又は検討していないのは、勧告「6」のみで、「まぐろ類 RFMO の管轄下にある市場における水揚げデータ及び加工施設のデータ」の照合に関連する事項である。ただし、年次の国別報告書、月次の漁獲報告及び TIS/CDS に基づく総漁獲量に関するデータの比較は、遵守委員会で検討できるよう提出されている。

Finally, in relation to recommendation “2” of the Management Workshop, it is worth noting that the tuna RFMO Secretariats have agreed on an alternative way of progressing assignment of unique vessel identifiers⁵ to enable a regularly updated global list of tuna vessels to be maintained and intend to hold a meeting of database experts in February 2011 to facilitate this process.

最後に、管理ワークショップの勧告「2」に関連し、まぐろ類 RFMO の各事務局は、まぐろ漁船の全世界リストを定期的に更新して維持するために、固有の漁船識別子⁵の割当に関して別の方法を進めることに合意している。このプロセスを進めるため、2011年2月にデータベースの専門家会合が開催される予定である。

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

⁵ The original approach involved Lloyds Register-Fairplay and required the RFMOs to collect additional information for vessels in their authorised vessel records. However, none of the tuna RFMOs have made progress in that area. 当初のアプローチでは、ロイズ・レジスター - フェアプレイを使用し、RFMO でそれぞれの許可船の追加的な情報を収集する必要があった。しかしながら、いずれのまぐろ類 RFMO においても進捗が見られない。

科学的助言の提供に関するベスト・プラクティスの共有のための専門家会合による勧告

毎年収集されるルーチンデータ：漁獲量、努力量及びサイズデータ

1. まぐろ類 RFMO のすべてのメンバーは、まぐろ類 RFMO の科学機関が最新の情報に基づいた科学的助言の提供が円滑に行えるよう、まぐろ類 RFMO の既存の義務的なデータ要件に基づき、良質のデータを時宜を得た形で提供することに最優先に取り組むよう要請される。
2. 漁業データの提出の遅れは、コミュニケーション技術（例えば、ウェブベース）を十二分に活用にして減らしていくべきであり、基本的なデータ形式の調和に向けて努力しなければならない。
3. メンバーによって提供される資源評価に使用する基本的なデータ（旗国別の漁獲量、努力量及びサイズ並びに時期/海域）が、まぐろ類 RFMO のウェブサイト又はその他の手段を通じて利用可能となるよう努力しなければならない。
4. 資源評価作業を支援するためには、時宜を得た形で詳細な操業データを利用可能にするべきであり、また、アクセス保護及びデータの安全性に関する RFMO の規則及び手続きを通じて、機密上の懸念が解決されなければならない。
5. まぐろ類 RFMO は、すべての船団、とりわけ情報が限定される遠洋はえ縄漁業者を対象に、漁獲量、努力量及びサイズ組成に関する適切なサンプリングを確実に実施しなければならない。
6. まぐろ類 RFMO は、特に次のデータの推定方法に関して、データの質を改善するために協力しなければならない。：（1）まき網及び沿岸零細漁業によって漁獲されたまぐろ類の種及びサイズ組成（2）蓄養まぐろの漁獲量及びサイズ。
7. RFMO は、加盟国からルーチンに報告される情報の確認及び報告のない船団の漁獲量の推定の両方を実施するため、データの代替的な情報源、とりわけオブザーバー及び缶詰工場に関するデータを利用しなければならない。

生物学的データ

8. 性別ごとの自然死亡率の増加及び行動パターン、並びに資源評価のためのその他の基本的なパラメーターを推定するため、定期的かつ大規模な標識放流計画が、適切な報告制度とともに開発されなければならない。
9. アーカイバルを用いた標識放流は、まぐろの行動及び脆弱性に関するさらなる知見を提供するものであり、標識放流計画として継続されなければならない。
10. 空間的管理措置を実施するため、すべてのまぐろ類 RFMO において評価の空間的側面が奨励されなければならない。

11. 高解像度の空間的生態系モデリングフレームワークは、まぐろ資源及びその環境の生物学的な特徴をより適切に統合する機会を提供することから、すべてのまぐろ類 RFMO においてその使用を奨励されなければならない。

資源評価

12. まぐろ類 RFMO は、各々の資源評価作業のピュアレビューを促進しなければならない。
13. まぐろ類 RFMO は、データが乏しい状況においては、2つ以上の資源評価モデルを使用し、仮定の多いモデルの使用は避けなければならない。
14. 科学委員会の議長らは、資源評価のためのチェックリスト及びその最低基準を共同で作成しなければならない。

まぐろ類 RFMO によるコミュニケーション

15. 資源状況及び管理に関する勧告の取りまとめを行うため、すべてのまぐろ類 RFMO が検討できるよう統一された要旨が策定されなければならない。これらの要旨は、Kobe 3 において科学委員会の議長らによって議論及び提案されなければならない。
16. Kobe2 戦略マトリックスは、主として十分な情報が利用可能である資源に拡大及び適用されなければならない。
17. まぐろ類 RFMO は、各々の科学的な成果に関して、時宜を得た適切な情報を公開するための制度を開発しなければならない。
18. まぐろ類 RFMO によって実施された過去の評価に関連するすべての文書、データ及び仮定は、関係者が評価することができるよう利用可能な状態にしておかなければならない。

まぐろ類 RFMO 間の協力の促進

19. 科学委員会の議長らは、まぐろ類 RFMO が共同で対処し得る注釈付きの共通課題のリストを策定し、そして、Kobe3 会合における議論のため、それらの優先順位付けをしなければならない。
20. まぐろ類 RFMO は、複数種の資源の保存を支援するため、CLIOTOP のような生態系及び社会経済学的手法を統合するプログラムに積極的に協力しなければならない。

キャパシティ・ビルディング

21. 既に提供されているキャパシティ・ビルディング支援の有効性のレビューを、まぐろ類 RFMO が決定する場合には、実施しなければならない。要請に応じて、それぞれの RFMO の枠組みの中で、途上国のまぐろの科学的管理能力に対するレビューを実施してもよい。

22. 先進国は、途上国における適切な制度上の取決めに基づき、ローカル、サブ・リージョナル及びリージョナルの相乗効果を十分に活用しつつ、持続的な形で、途上国、とりわけ発展途上の島しょ国のキャパシティ・ビルディングに対する財政的及び技術的支援を強化しなければならない。
23. まぐろ類 RFMO は、あらゆる種類のキャパシティ・ビルディングに対応する援助資金を設けなければならない（例えば、技術者及び科学者の訓練、奨学金及び特別研究員の職、会合への参加、施設の建設並びに漁業の振興）。
24. まぐろ類 RFMO は、必要な場合には、途上国、とりわけまぐろが水揚げされる国のデータを収集及び処理するための技術者の定期的なトレーニングを確実に実施しなければならない。
25. キャパシティ・ビルディングを受けるに当たって、国内制度が構造的に不十分なところについては、まぐろ類 RFMO と密接に作業していくことで改善されなければならない。

漁船から市場まで漁獲物を監視することを含む、監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性に関するワークショップによる勧告

2010年6月3-5日、スペインのバルセロナで開催された MCS に関する KoobeII ワークショップの参加者は、まぐろ類 RFMO に対して以下を勧告し、これらの RFMO が 2011年に予定されている Kobe III 会合において同勧告に対して行った活動を報告するよう要請した。

VMS

1. VMS 送信のフォーマット（例として、別添の ICCAT のフォーマットを参照）、内容、構成及び頻度に関する基準が存在しない場合には、それらを設ける。
2. 地域 VMS 計画において地理的な適用範囲に空白地帯がないようにすること、並びにすべての関連する漁船タイプ及びサイズが公海上において同計画によって網羅されること。

転載

1. 他のまぐろ類 RFMO と協力し、転載申告書の様式を標準化し、可能な限り、RFMO が同じフォーマットを使用し、そして同一の必要データ域を含めるようにし、さらにかかる申告書が RFMO 事務局、旗国、沿岸国及び寄港国に提出されるまでのタイムフレームに関する最低限の基準を策定する。
2. 関連するまぐろ類 RFMO の措置によって許可される公海上の転載行為に関して、当該まぐろ類 RFMO 事務局に事前通知が提出されなければならないことを規定する（例えば、転載作業が始まる 36 時間前）。

オブザーバー

- ・ RFMO は、既存の国別オブザーバー計画に基づく地域オブザーバー計画の設立を支援するよう奨励される。各 RFMO は、それぞれの地域オブザーバー計画の目的、例えばそれが科学的な役割を支援するために使用されるものなのか若しくは監視のためなのか又はその両方なのかなど、及び収集される情報の範囲を明確に規定し、そして、そのような特定の目的及び範囲に適合したオブザーバーの特別な任務及び義務を明確にする責任がある。
 - ・ オブザーバー計画においては、最低限の基準又は手続きを策定し、それを各まぐろ RFMO が利用することで、オブザーバーによって収集されたデータの比較が促進されるといったような、利益を得られる特定の分野がある。
1. 手始めとして 5% をオブザーバー・カバレッジの最低レベルとして採用しつつも、適当かつ現実的な場合には、公海漁業におけるすべてのタイプの漁業操業をオブザーバーカバレッジに含める。オブザーバー・カバレッジの値は、それぞれのオブザーバー計画又は特定の保存管理措置の範囲及び目的によって評価されるべきであり、そして調整され得る。
 2. 適当な場合には、RFMO 公認公海オブザーバーが RFMO が対象とする様々な海洋域においてオブザーバーの重複を避けつつ効果的に活動できるような取決めを策定する。このようなオブザーバー計画は、漁業操業が行われる海域の RFMO に対して必要なデータを提供するであろう。
 3. 情報及びそれぞれの計画において策定された基準の例を交換する。これらは、以下の事項を含むべきである。

- a. 訓練用教材及び手続き
- b. 乗船時に参考となる資料
- c. 健康及び安全に関する事項
- d. 船舶のオペレーター、船長、乗組員及びオブザーバーの権利及び責任
- e. データの収集、保存及び配布。適当な場合には RFMO 間でのやり取りも含む。
- f. 任務終了後の報告手順及び手続き
- g. 報告書のフォーマット — 特に対象種及び混獲種
- h. オブザーバーの基本的な資格及び経験

漁獲証明制度 (CDS)

1. 既存の CDS が今のところ対象としていない、まぐろ及びまぐろ類似種並びにさめ類を対象とする漁業、並びに既存の保存管理措置が適用されている漁業に関して、それぞれの RFMO の特定の特徴及び状況を考慮しつつ、CDS の利用に関する制度を設立するか又は既存の制度を拡大する。
2. 新規又は拡大 CDS と、沿岸国、寄港国及び輸入国によって実施されている既存の証明制度との間の整合性を確保する。
3. RFMO 横断的に使用する共通/調和された様式を策定し、CDS の効率、効果及び便益を高める電子制度及び電子標識の利用を開発する。
4. 拡大 CDS を導入する際には、まき網漁業で漁獲され加工工場に配送される漁獲物を考慮する。
5. 新規又は拡大 CDS の実施を改善するため、生鮮及び冷蔵品に対する標識制度を検討する。
6. 輸出される沿岸零細漁業の漁獲物を網羅するため、単純化した CDS 様式を策定する（別添 3 参照。これは、雛形となり得る EU の様式。）
7. 途上国が既存の CDS 及びすべての拡大 CDS を実施するのに支援するため、現在、RFMO にある既存のキャパシティ・ビルディング基金がこの目的のために使用できることを確保することも含め、技術的支援及びキャパシティ・ビルディングを提供する。

寄港国措置

1. RFMO のメンバーに対して、できる限り早い機会に FAO 寄港国措置に関する協定に署名及び批准することを検討するよう奨励する。
2. FAO 寄港国措置に関する協定と整合的で、それぞれの RFMO の特定の特徴及び状況を考慮した寄港国措置が、未だ存在しないのであれば、適当な場合には、これを採択する。

データ

科学的な利用及び MSC 上の利用を支援するのに有用である場合は、データの機密性に関する規定を含め、データ交換のための手続きを策定するために他のまぐろ類 RFMO と協力する。

まぐろ類 RFMO による混獲問題の管理に関する ワークショップによる勧告

Kobe II 混獲ワークショップの参加者は、5つの項目（海鳥、海亀、魚類、海洋ほ乳類及びサメ）にわたる混獲問題に関して、各 RFMO に対して以下の勧告を提出することを支持する。

T-RFMO における混獲の評価の改善

1. RFMO は、条約の対象となる、まぐろ、まぐろ類似種、その他の種を対象とする漁業が混獲に与える影響を、利用可能な最善のデータを用いて評価すべき。
2. RFMO は、少なくとも混獲データが混獲種の資源状況の評価及び混獲措置の有効性の評価に寄与するような、データの収集に関する基準の採択について検討すべき。かかるデータは、RFMO が漁業と混獲種との相互作用の程度を評価できるものでなければならない。
3. 適切な科学者が、混獲の評価及び提案される緩和戦略の実施及び評価を行う関連する T-RFMO 作業部会に参加するよう奨励する。
4. 現実的かつ財政的な制約に取り組みつつ、混獲量を測定/推定するのに十分なカバレッジを持つオブザーバーによる及び港におけるサンプリング計画を導入/促進し、緩和措置の必要性に関する情報を遅滞なく報告することを求め、そして保存管理の目的を支援する。

T-RFMO における混獲の緩和削減のための改善方法

5. RFMO の措置には、FAO 行動規範の関連規定、IPOA 海鳥及びサメ、FAO の海亀に関する指針、IPOA 海鳥のためのベスト・プラクティス指針、並びに予防的措置及び生態系措置を含む、混獲を削減させるために採択された国際協定、手段及び指針を反映するべきである。
6. 枯渇していると評価される資源を含め懸念される資源のため、例えば他に代替する効果的で持続可能な措置が実施されていない状況において、必要な場合には当該種の保持を禁止するといった緊急的かつ効果的な管理措置を策定し採択するべきである。
7. 現行の混獲緩和措置の有効性、並びに漁業対象種の漁獲及び管理に対するその影響を評価し、また、取るべき行動の優先順位を特定するとともに、現行措置の取締り及び途上国におけるキャパシティ・ビルディングの必要性を含む実施上のギャップを特定する。
8. 拘束力のある措置の導入を検討するか、又は既存の措置を強化する。これには、混獲が懸念される場合にすべての漁具タイプ及び漁法横断的に5つの項目すべての混獲に関する義務的な報告要件を策定することが含まれる。
9. 現行又は提案されている混獲緩和措置を更に開発及び評価するための可能性のあるプロジェクトや、漁業者、漁業業界、IGO 及び NGO、大学、並びに必要に応じてその他の人々とともに作業を行うことを含め、研究の優先分野を特定し、また、例えば WCPFC の混獲緩和情報システムに基づき、現在使用されている緩和技術又は手段に関する情報の総覧の作成を促進する。

10. 一部の資源の保護状況にかんがみ、また RFMO の領域における優先度に基づき、絶滅の恐れのある種及び絶滅の危機に瀕している種の混獲の削減のための行動を加速する。
11. 混獲回避及び緩和措置並びに混獲に関する保存管理措置についてのベスト・プラクティスを策定するための基礎として、以下の原則を採用する。
 - 拘束力がある
 - 明確で直接的である
 - 評価が可能である
 - 科学的根拠に基づいている
 - 生態系に基づいている
 - 生態学的に有効である（混獲による死亡率を削減する）
 - 実用的であり安全である
 - 経済的に効率が良い
 - 全体論的である
 - 業界及び関係者と協力して開発したものである
 - 完全実施できるものである

RFMO 横断的な協力及び調整の改善

12. 最優先課題として、RFMO 間の協力及び調整を更に促進するため、別添の付託事項とともに T-RFMO 合同技術作業部会を設置する。RFMO は、かかる合同作業部会の立ち上げを加速するよう奨励される。
13. 関連する漁業業界、IGO 及び NGO、大学、並びに必要なに応じてその他の人々と、RFMO との協力関係を積極的に築き、5つの項目における混獲の影響を評価し、混獲緩和措置の有効性について研究し、そして保存に関して懸念のある種の資源動態について更に理解する。
14. T-RFMO の長期的な地位を確立し、混獲に関する現在の先進的な取組や将来のキャパシティ・ビルディングの可能性に関する情報の共有のためのプロセスを定めることを含め、データ収集、混獲の評価、支援活動、教育及びオブザーバー訓練のための調整及び協力を行う。
15. RFMO は、かかる作業部会の立ち上げ、及びこのワークショップ報告書の I 部及び II 部における勧告、に関する進展について Kobe III に報告するよう奨励される。

途上国向けのキャパシティ・ビルディング

16. 上記の I、II 及び III における勧告を実行する上での、混獲措置の追加又は創設の要求、及び実施のための更なる能力向上の必要性を認識しつつ、途上国による実施を支援するためのキャパシティ・ビルディング計画を検討する。可能であれば混獲問題に関連する既存のキャパシティ・ビルディング計画のリスト（例えば、別添 2 参照）を作成して重複を避け、新たなキャパシティ・ビルディング計画の調整を促進させる。

RFMO によるまぐろ漁業の管理に関するワークショップによる勧告

RFMO は、直ちに以下の行動を取るべきである。

1. すべての漁法について、許可を受けた現役船⁶のリスト公表する。当該リストには、まぐろ類RFMOの管轄下において多くの漁獲を認められているような小規模漁業の漁船も含める。
2. 事務局が、固有の船舶識別子の課題も含め、まぐろ漁船の世界的なリストに関する業務を継続するよう奨励する。
3. 適当な場合には、RFMO は、自らの現役船¹リストに登録されている船舶のみを、減船による漁獲能力削減スキームに含める。
4. 持続可能な漁獲レベルに関する利用可能な最善の科学的助言に照らして、現在の漁獲能力をレビューし、特定されたすべての過剰漁獲能力に対処するための措置を導入する。
5. 各 RFMO は、適当な場合には漁業ごとに漁獲能力の凍結の導入を検討する。そのような凍結は、発展途上の沿岸国による、持続可能なまぐろ漁業へのアクセス、その開発、及びそこから恩恵の享受を抑制するものであってはならない。
6. すべての RFMO は、資源状況が正確に評価できるよう、正確なデータ及び情報を事務局に提出するよう強制的な要件を設定する。すべての RFMO のメンバー及び協力的非加盟国は、これらのデータを適切なタイミングで確実に提出するよう約束すべきであり、またそれらは、まぐろ類 RFMO の管轄下において、市場、水揚げ及び加工に基づくデータと照合されるべきである。
7. RFMO のメンバー及び協力的非加盟国並びにそれらの船舶が、RFMO が策定及び実施する規則及び規制に違反した際に適用される制裁措置及びペナルティに関して、一貫性があり法的拘束力を持つ体制を樹立する。
8. すべての保存管理措置の有効性が、免除又は除外に関する規定によって損なわれることのないよう確保する。
9. すべての保存管理措置が一貫性及び透明性のある形で実施され、それらの管理目標を達成するよう確保する。
10. それぞれの MCS の枠組みをレビュー及び強化し、管理体制及び管理措置の完成度を高める。

RFMO は、中期的に以下の行動を取るべきである。

11. 漁獲能力に関する措置を策定し、漁獲能力について合意された定義がない場合には、FAO の定義である「一定の資源状況において、一定期間（例えば、1 年又は 1 漁期）に、1 隻の漁船又は 1 船団が最大限に操業した場合に生じる漁獲量（又は努力量）」を採用する。
12. 科学的根拠に基づく措置に通じて、すべての資源を持続可能で最大限利用できる水準に維持することを確保する。

⁶ 「現役船」の定義は、各 RFMO によって定められる。

13. RFMO の管轄下にある漁業に関して、特に漁業権の思想に基づき、管理体制をレビュー及び樹立する。
14. 途上国の要望、過剰漁獲、過剰能力及び配分に取り組むための「工具箱」の1つとして、漁業権による管理手法及びその他の手法を利用することを検討する。
15. まぐろ類 RFMO は、自らの水域で操業する船団の漁獲能力に関する情報、及びかかる漁獲能力を管理するための体制に関する情報を日常的に交換することを確保すべきである。まぐろ類 RFMO は、Kobe III において、これらの課題についての進展に関する最新情報を提供する。

混獲合同技術作業部会：付託事項

混獲合同技術作業部会（WG）は、より効率的に作業を行うために小規模なものとするべき（例えば、各まぐろ類 RFMO から 2、3 名ずつ）。WG は、生態系/混獲作業部会の混獲に関連する活動に関して、それらを支援したり、合理化したり、さらにそれらの調和を試みる。WG は、必要な場合には、漁業業界、IGO 及び NGO を含む他の専門家に相談したり、彼らと共に作業を行うことができる。WG の成果/勧告は、各 RFMO の手続き規則に基づき、必要に応じてそれらの専門機関での検討を含め、各 RFMO によって検討される。RFMO は、必要に応じて WG にフィードバックを行うことができる。WG は、可能な範囲で電子的な形で議論を行う。

付託事項：

1. 各まぐろ類 RFMO によって採用されている、データ領域並びにログブック及びオブザーバーによる混獲データの収集プロトコルの特定、比較及びレビューを行う。データ収集に関する取組（例えば、収集されるべき情報）の改善、及び、可能な範囲で、まぐろ類 RFMO 間のデータ収集に関するプロトコルの調和、に向けた指針を提供する
2. まぐろ類 RFMO 横断的に至急の対応が必要とされるような懸念のある種を、当該種の漁業に対する脆弱性及び保護の程度に基づき特定する。当該種に関する利用可能なすべての情報をレビューし、必要なデータを特定する。
3. 混獲種に関する適切な定性的及び定量的な資源状況の測定方法をレビュー及び特定する。
4. 各 RFMO の機密性に関する規則を考慮しつつ、混獲の要因となるすべての漁業及び非漁業（例えば、海洋学及び物理学）の要素を特定するデータ分析についてレビューする。
5. 各 RFMO で採用されているものも含め、既存の混獲緩和措置をレビューし、また、新たな緩和措置に関する調査結果を検討し、各 RFMO の対象水域における差異を考慮しつつ、他のまぐろ類 RFMO の対象水域でのそのような措置の潜在的な有用性について評価する。
6. これまでに実施されてきた又は現在実施中の混獲に関する調査の情報をレビュー及びとりまとめを行い、将来の研究の優先順位及び将来の共同研究分野のアウトラインを決定する。
7. WG の存続期間は、まぐろ類 RFMO からの必要性及び要求に基づき判断される。